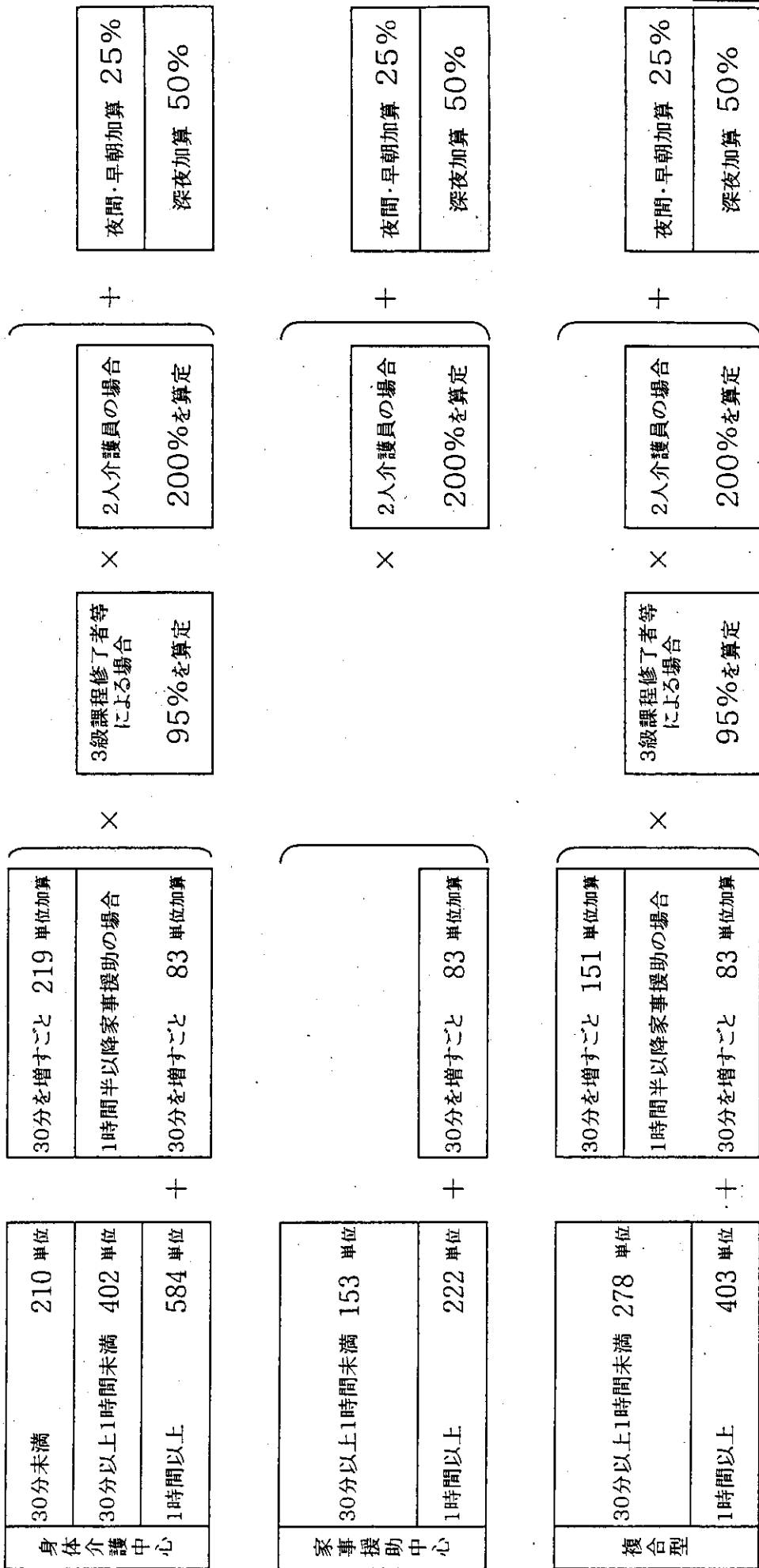
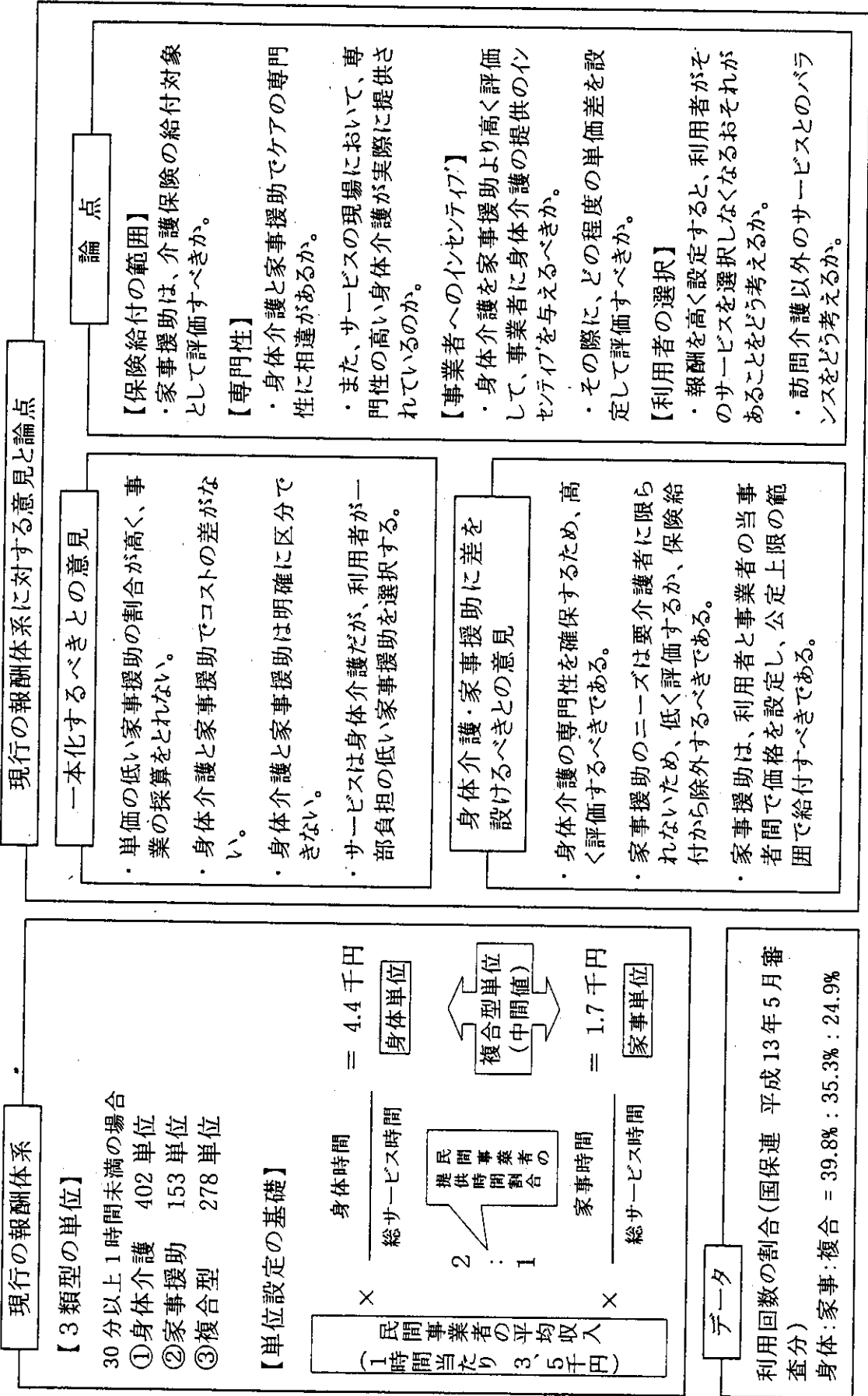


訪問介護の現行の報酬体系



| |
|---------------|
| 特別地域加算 15% |
|---------------|

訪問介護の報酬体系を考える視点①【3類型】



訪問介護の報酬体系を考える視点②【移動時間の反映、特別地域加算】

現行の報酬単価(移動時間の反映)

【報酬単価】

| サービス提供時間 | ～30分 | 30分～1時間 | 1～1.5時間 |
|----------|------|---------|---------|
| 身体介護 | 210 | 402 | 584 |
| 複合型 | - | 278 | 403 |
| 家事援助 | - | 153 | 222 |

【単価設定の考え方】

1時間当たり収入額 × 標準時間 / 60分
 (身体 4.4千円・家事 1.7千円)

(30分) 25分 (30分～1時間) 50分 (1～1.5時間) 80分

短時間の頻回訪問は通常より多くの移動時間を要するため、単価を増加させる。

～30分 × 1.15 30分～1時間 × 1.1

論 点

【移動時間の反映】

- 現行の時間区分、当該区分に応じた単価額をどう考えるか。
 - ・ 一般的に、サービス提供時間に応じて報酬を設定すると、短時間のサービス提供で複数の利用者を訪問する場合には比べて、長時間のサービス提供の方が採算は良くなる。

現行の報酬加算(特別地域加算)

【特別地域加算】

介護報酬単価を15%割増。

【特別地域加算を行う地域】

離島振興対策実施地域、振興山村 など

【加算率の考え方】

旧訪問看護の特別地域加算が訪問看護事業所全体の収入額に占める割合から算出。

【加算にともなう一部負担の軽減】

社会福祉法人等が提供する訪問介護
 : 市町村民税本人非課税者の一部負担割合 10%→9%

* 特別地域加算のあるサービス
 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援

論 点

【特別地域加算】

- 現行の加算をどう考えるか。
 - ・ 一般的に、過疎地など人口密度の低い地域においては、移動時間の増加により、採算は悪くなりがちである。
 - ・ 報酬を加算した場合、利用者の一部負担、当該地域の保険者の財政への影響をどう考えるか。

訪問介護の報酬体系を考える視点③【サービス提供責任者】

現行の制度

【サービス提供責任者の配置】

(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準5条2項)

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(通知)

以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。

イ 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上

ロ 当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

(サービス提供責任者の業務)

- 利用者毎の訪問介護計画の作成
- 訪問介護計画の利用者・家族への説明
- 訪問介護計画の実施状況の把握・変更

現行の制度に対する意見〔民間事業者〕

○ 細かな要員数基準を緩和すべきである。

- サービス提供責任者の設置は間接人件費の増大を招き、経営の圧迫要因である。
- 現行の基準は、サービス提供の効率性を固定し、効率性追求の企業努力が評価されない。

論点

○ 常勤であることや、サービス提供時間・訪問介護員数に比例した配置基準をどう考えるか。

データ

訪問介護事業所従事者数(常勤・非常勤)(平成12年10月1日現在)

| | 従事者数(英数) | | 従事者(常勤換算数) | | (事業所数) |
|------------------|----------|--------|------------|----------|--------|
| | 専従・兼務 | 非常勤 | 専従・兼務 | 非常勤 | |
| 社会福祉法人 | 21,610 | 54,129 | 16.4 | 19,133.0 | 7.9 |
| | 28.5% | 71.5% | | 52.5% | 47.5% |
| 株式会社 | 9,180 | 28,518 | 20.9 | 8,298.8 | 8.3 |
| | 24.4% | 75.6% | | 55.1% | 44.9% |
| (従事者実数 20人以上) | 4,619 | 20,976 | 51.2 | 4,215.6 | 18.0 |
| | 18.0% | 82.0% | | 46.7% | 53.3% |
| 市町村 | 1086 | 858 | 10.0 | 933.3 | 6.1 |
| | 55.9% | 44.1% | | 78.3% | 21.7% |

訪問介護の報酬体系を考える視点④【3級訪問介護員の取扱い】

現行の制度

【報酬単価】

身体介護中心型及び複合型については、養成研修3級課程修了者(に相当する人)が訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する額を算定する。

| サービス提供時間 | ～30分 | 30分～1時間 | 1～1.5時間 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 身体介護 | 210 (3級 200) | 402 (3級 382) | 584 (3級 555) |
| 複合型 | - | 278 (3級 264) | 403 (3級 383) |
| 家事援助 | - | 153 | 222 |

【減額の考え方】

3級訪問介護員と介護福祉士・1・2級訪問介護員との給与差の割合だけ減額。

| | | | |
|---------|--------|---------|--------|
| 介護福祉士 | 21.6万円 | 2級訪問介護員 | 18.1万円 |
| 1級訪問介護員 | 20.2万円 | 3級訪問介護員 | 17.7万円 |

【訪問介護員養成事業】

訪問介護員資質向上事業(1/2補助)

都道府県が3級課程修了者のうち現に活動するものを対象に2級課程の養成研修事業を行う。

論点

- 3級訪問介護員が身体介護・複合型の訪問介護に従事することをどう考えるか。
- 減額して介護報酬を支払う場合、減算率はどうか。
- 家事援助について、3級訪問介護員が従事する場合はどうか。

データ

訪問介護事業所介護職員数(平成12年10月1日現在)

| | 専従 | 業務 (常勤換算) | 非常勤 (常勤換算) | 専従・非常勤換算計 |
|--------|--------|--------------|---------------|-----------|
| 介護職員 | 28,263 | 5,957 | 108,876 | 30,200.2 |
| 介護福祉士 | 9,915 | 2,304 | 3,489 | 1,252.3 |
| ヘルパー1級 | 5,546 | 858 | 3,912 | 1,349.3 |
| ヘルパー2級 | 12,392 | 2,625 | 88,647 | 24,673.2 |
| ヘルパー3級 | 410 | 170 | 12,828 | 2,925.4 |

各事業所の従事者に占めるヘルパー3級の割合(常勤換算)(平成12年10月1日現在)

| ヘルパー3級割合 | 事業所数 | ヘルパー3級割合 | 事業所数 |
|----------|-------|----------|------|
| 0% | 7,562 | 41～60% | 75 |
| 1～20% | 690 | 60～80% | 9 |
| 21～40% | 178 | 80～100% | 8 |

サービス提供回数(平成13年5月国保連審査分)

| | 全体 | 3級訪問介護員 |
|------|-----------|---------|
| 身体介護 | 2,734,525 | 20,205 |
| 複合型 | 1,707,630 | 26,802 |
| 計 | 4,442,155 | 47,007 |

訪問介護の報酬体系を考える視点⑤【いわゆる介護タクシー】

現行の制度

【介護タクシーによる一連のサービスの内容】

場所（介護行為）

- ① 自宅中（外出準備・玄関への移動）
 - ② 自宅から乗車までの間（タクシーまでの移動・乗車）
- 乗車中（一部の事業者はタクシー料金をとらない）
- ③ 降車から病院等までの間（降車・病院等までの移動）
 - ④ 病院等の中（診察受付・（場合により）院内の移動等）

*1: ①～④の全部又は一部が介護タクシーの運転手によって行われている。

*2: ①～④の合計時間を一連のサービス行為とし、身体介護1回として算定。

【特定の行為への特化の禁止】

（指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 29 条の 2）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

【基準該当サービスとしての取扱い】（全国課長会議 13.2.14）

保険者の判断によって、特定の行為に特化した事業所によるサービスを、基準該当サービスとして特例居宅サービス費の支給対象として取り扱うことができることとする。

論点

- タクシー会社の外出介助サービスの提供に対する介護保険での評価をどう考えるか。
 - ・ 一連のサービスのうち、介護報酬の支払いの対象とすべき範囲（利用者・利用目的・利用形態など）をどう考えるか。
 - ・ 運転中は介護保険の給付対象とすべきものか。
- 介護保険で評価するとして、支払うべき報酬額をどう考えるか。
 - ・ 一部の事業者はタクシー料金を徴収していないが、介護報酬が高すぎるのではないか。
 - ・ 現行単価は、様々な内容や時間のサービスの提供を事業者を前提としているのではないか。

データ（厚生労働省調べ 13.10.1 現在。都道府県を通じて事業所に照会）

○ 道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送業（タクシー）の免許を受けている指定訪問介護事業所（148（都道府県の指定件数））に関する状況

| ① 運賃の取扱い ※ | ② ヘルパーと運転手の関係 ※ |
|---------------------------|---|
| 利用者から徴収せず | 主に運転手とヘルパーが兼務 |
| 利用者から一部徴収 | 主に運転手とは別にヘルパーが行・添乗 |
| 利用者から満額徴収 | 利用者の状況による |
| | ※ 重複計上（利用者によって取扱いが異なる場合等あり） |
| ③ 介護職員のうちタクシー運転手を兼務する者の割合 | 常勤職員の 67.8% 非常勤職員の 55.2% |
| ④ 介護報酬請求額に占める通院・外出介助額の割合 | 68.8% <small>（13年8月）</small> *1: ビックデータ |
| | ⑤ 基準該当サービスの実施市町村数 |
| | 対象事業所数 |

訪問介護

I 介護給付費に関するデータ (国民健康保険団体連合会 平成13年5月審査分)

| 訪問介護総費用 | | 26,734,391 | 千円 | | | | | | | |
|-----------------|---------------------|------------|----|------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 介護総費用全体に占める割合 | | 8.21 | % | | | | | | | |
| 利用者数 | | 518,033 | | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | |
| | | 100% | | 90,130 | 188,643 | 92,642 | 53,517 | 45,653 | 47,448 | |
| 利用者1人当たり平均単位数 | /月 | 5,041.5 | | 1,951.7 | 3,542.0 | 5,257.4 | 7,135.0 | 8,725.4 | 10,545.1 | |
| 利用者1人当たり平均利用回数 | /月 | 13.2 | | 6.8 | 10.1 | 13.8 | 17.5 | 21.1 | 24.5 | |
| 利用者1人当たり平均利用実日数 | /月 | 10.2 | | 6.6 | 9.0 | 11.1 | 12.3 | 13.5 | 14.8 | |
| 1利用者1日当たり平均単位数 | | 492.6 | | 296.1 | 392.7 | 473.8 | 577.7 | 648.6 | 711.5 | |
| | | | | 社会福祉法人 (社協以外) | 社会福祉法人 (社協) | 医療法人 | 営利法人 | 農協 | 生協 | その他法人 |
| 指定事業所数 | | 13,489 | | 2,634 | 2,338 | 1,359 | 5,447 | 367 | 290 | 1,054 |
| | (平成13年5月現在、厚生労働省調べ) | 100% | | 19.5% | 17.3% | 10.1% | 40.4% | 2.7% | 2.1% | 7.8% |
| 請求事業所数 | | 12,179 | | 2,478 | 2,176 | 997 | 4,403 | 322 | 260 | |
| 1事業所当たり平均費用額 | /月 | 2,194,934 | | 2,010,658 | 2,277,337 | 1,291,807 | 2,473,819 | 1,273,907 | 1,993,196 | |
| 1事業所当たり平均利用実人数 | /月 | 44.6 | | 47.9 | 57.9 | 30.3 | 39.1 | 27.5 | 44.0 | |
| 利用者1人当たり平均費用額 | /月 | 49,172 | | 41,938 | 39,313 | 42,678 | 63,282 | 46,334 | 45,340 | |

(平均要介護度)

1.91

① 要介護状態区分別

| 利用回数 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 6,861,278 | 611,695 | 1,907,052 | 1,279,746 | 937,146 | 963,116 | 1,162,523 |
| 100% | 8.9% | 27.8% | 18.7% | 13.7% | 14.0% | 16.9% |
| 身体介護 | 0.7% | 5.1% | 5.6% | 6.1% | 8.6% | 12.3% |
| 身体・家事 | 0.0% | 0.3% | 0.3% | 0.2% | 0.2% | 0.3% |
| 家事援助 | 7.2% | 16.2% | 7.2% | 2.8% | 1.2% | 0.6% |
| 複合型 | 0.7% | 4.7% | 4.5% | 3.8% | 3.4% | 3.2% |
| 複合・家事 | 0.3% | 1.4% | 1.1% | 0.7% | 0.6% | 0.5% |
| 利用単位数 | 177,710 | 672,122 | 492,127 | 385,890 | 403,536 | 506,356 |
| | 6.7% | 25.5% | 18.7% | 14.6% | 15.3% | 19.2% |
| 1回当たり平均単位数 | 290.5 | 352.4 | 384.6 | 411.8 | 419.0 | 435.6 |

(平均要介護度)

2.50

(千単位)

(単位)

② サービス類型別

| | 身体介護 | 身体・家事 | 家事援助 | 複合型 | 複合・家事 |
|-------------|-----------|--------|-----------|-----------|---------|
| 利用回数 | 6,861,278 | 98,776 | 2,419,123 | 1,397,587 | 310,043 |
| | 100% | 1.4% | 35.3% | 20.4% | 4.5% |
| 利用単位数 | 2,623,967 | 79,516 | 592,222 | 694,234 | 186,266 |
| (特別地域加算を除く) | 100% | 3.0% | 22.6% | 26.5% | 7.1% |
| 1回当たり平均単位数 | 382.4 | 805.0 | 244.8 | 496.7 | 600.8 |
| (特別地域加算を除く) | | | | | |

(千単位)

(単位)

③ 所要時間別(利用回数割合)

| | -30分 | 30-60分 | 60-90分 | 90-120分 | 120-150分 | 150-180分 | 180-210分 | 210-240分 | 240分 |
|-----------|--------|--------|--------|---------|----------|----------|----------|----------|------|
| 身体介護 | 20.2% | 11.2% | 3.0% | 2.3% | 0.5% | 0.7% | 0.2% | 0.2% | 0.2% |
| 身体介護+家事援助 | 1.4% | | | 0.7% | 0.2% | 0.3% | 0.0% | 0.1% | 0.1% |
| 家事援助 | 35.3% | 14.0% | 6.9% | 10.9% | 1.3% | 1.7% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 複合型 | 20.4% | 7.4% | 4.2% | 5.2% | 0.8% | 1.7% | 0.2% | 0.4% | 0.4% |
| 複合型+家事援助 | 4.5% | | | 2.3% | 0.5% | 1.1% | 0.1% | 0.2% | 0.3% |
| 計 | 100.0% | 32.6% | 14.1% | 21.5% | 3.3% | 5.6% | 0.7% | 1.0% | 1.0% |

④ 加算項目別(利用回数)

| | 夜間 | 深夜 | 2人 | 2人・夜間 | 2人・深夜 |
|---|------|------|------|-------|-------|
| 計 | 6.1% | 1.3% | 1.6% | 0.0% | 0.0% |

⑤ 特別地域加算地域における事業所(再掲)

| | |
|----------------|--------------|
| 特別地域加算の請求事業所数 | 974 |
| 請求事業所全体に占める割合 | 8.0% |
| 1事業所当たり平均費用額 | ／月 1,178,080 |
| 1事業所当たり平均利用実人数 | ／月 29.4 |
| 利用者1人当たり平均費用額 | ／月 40,051 |

II 介護サービス事業所に関するデータ(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)

① 利用者数規模別事業所数

| 訪問介護 | 100.0% | 利用者数規模別事業所数 | | | | | 1事業所当たり利用者数 | 1事業所当たり利用者延数 | | |
|------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------------|------|-------|
| | | 1～9人 | 10～19人 | 20～29人 | 30～39人 | 40～49人 | 50～99人 | 100人以上 | | |
| | | 12.5% | 18.5% | 17.1% | 13.4% | 9.3% | 17.3% | 8.2% | 47.2 | 492.6 |

② 常勤換算従事者数

| 介護職員 介護福祉士 ホームヘルパー1級 ホームヘルパー2級 ホームヘルパー3級 看護婦 准看護婦 その他の職員 | 総数 | 従事者総数 | | 1事業所当たり従事者数 | |
|---|--------|--------|--------|-------------|-----|
| | | 常勤 | 非常勤 | 総数 | 非常勤 |
| | 72,178 | 36,550 | 35,629 | 7.4 | 3.7 |
| | 13,990 | 12,586 | 1,404 | 1.4 | 0.1 |
| | 7,955 | 6,443 | 1,511 | 0.8 | 0.2 |
| | 42,874 | 14,810 | 28,064 | 4.4 | 2.9 |
| | 3,983 | 522 | 3,461 | 0.4 | 0.4 |
| | 986 | 761 | 225 | 0.1 | 0.0 |
| | 805 | 574 | 231 | 0.1 | 0.0 |
| | 3,004 | 2,641 | 362 | 0.3 | 0.0 |

(注) 従事者数は常勤換算した数値である

3類型の区分についての解釈通知 (平成12年3月1日老企第36号より抜粋)

○訪問介護の区分(所要時間が1時間30分未満の場合)

訪問介護の区分については、身体介護が中心である場合(以下「身体介護中心型」という。)、家事援助が中心である場合(以下「家事援助中心型」という。)、身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合(以下「複合型」という。)の3区分とされたが、複合型は、1回の訪問介護につき、身体介護と家事援助のいずれが中心とも言いがたい場合も存在することから、利用者と事業者の間での混乱を避けるために設けられたものであり、身体介護中心型、家事援助中心型の2区分のいずれかへの区分が困難な場合に適用されるものである。これらの型の適用に当たっては、1回の訪問介護(全体時間が1時間30分未満のものを想定。)において「身体介護」と「家事援助」が混在するような場合について、各サービス行為の個々の時間によって細かく区分するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを目安に、全体としていずれの型の単位数を算定するかを判断すること。

その際、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容からみて、身体介護を構成する個々の行為を

- ① 比較的手間のかからない体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助(寝床から起こす介助)、就寝介助(寝床に寝かす介助)等の「動作介護」
- ② ある程度手間のかかる排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介護」
- ③ さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」

に大きく分類することとし、その上で、次の考え方を基本に、訪問介護事業者は、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意するとともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定するものであること。

① 身体介護中心型の所定単位数が算定される場合

- ・ 専ら身体介護を行う場合
- ・ 主として「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の家事援助を行う場合
(例)簡単な調理の後、食事介助を行う場合。

② 家事援助中心型の所定単位数が算定される場合

- ・ 専ら家事援助を行う場合
- ・ 家事援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合
(例)利用者の居室から居間までの移動介助を行った後、居室の掃除を行う場合。

③ 複合型の所定単位数が算定される場合

- ・ (1)、(2)以外の中間的な場合
(例)寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合。

○「身体介護」及び「家事援助」の意義について

(注2の)「身体介護」とは、利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助である。その具体例としては、例えば、「食事介助」の場合には、食事摂取のための介助のみならず、そのための一連の行為(例:声かけ・説明→訪問介護員等自身の手洗等→利用者の手拭き、エプロンがけ等の準備→食事姿勢の確保→配膳→おかずをきざむ、つぶす等→摂食介助→食後安楽な姿勢に戻す→気分の確認→食べこぼしの処理→エプロン・タオルなどの後始末・下膳など)が該当するものであり、具体的な運用にあたっては、利用者の自立支援に資する観点からサービスの実態を踏まえた取り扱いとすること。

また、「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助」とは、利用者の日常生活動作能力などの向上のために利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助けや介助に合わせて行う専門的な相談助言等を言うこと。

(注3の)「家事援助」とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされたが、次のような行為は家事援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

○「家事援助中心型」の単位を算定する場合

(注3において)「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

具体的な運用については、一律の基準で判断を行うものではなく、個々の事情に応じ、介護支援専門員、市町村等現場の良識ある判断によるべきものであること。

訪問介護員の養成について（概要）

1. 訪問介護員養成研修修了者数

| 課程 | H3～10（実績） | H11（見込） | 累計（見込） |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 1級課程 | 45,494 人 | 8,896 人 | 54,390 人 |
| 2級課程 | 237,383 人 | 298,327 人 | 535,710 人 |
| 3級課程 | 269,562 人 | 105,987 人 | 375,549 人 |
| 1～3級合計 | 552,439 人 | 413,210 人 | 965,649 人 |

（注1）平成2年度以前の実施分については、実態未把握。

（注2）各養成課程（1～3級、合計）欄の数値は、実人員ではなく延人員を計上している。（1人の者が課程昇進（レベルアップ）を行っている場合、それぞれにカウントされているため。）

（参考）13年度における訪問介護員養成関係予算

（1）「離島等における訪問介護員養成事業」（1.4億円）

訪問介護員の供給が困難な離島、山間、へき地等における人材確保の観点から、各都道府県が実施する訪問介護員養成研修事業に対して補助を行う。

（2）「訪問介護員資質向上事業」（10.2億円）

各都道府県が3級課程修了者であって現に訪問介護員として活動している者を対象に2級課程の訪問介護員養成研修事業を行う場合に補助をすることにより、資質の向上を図る。

（3）「訪問介護員養成研修円滑化事業」（新規・1.0億円）

各都道府県において、実習受け入れ施設等の把握及び「リスト」の作成、公示を行い、養成研修の円滑な実施を推進する。

（4）「訪問介護適正実施研修事業」（新規・0.3億円）

各都道府県において、サービス提供責任者に対し、家事援助の適切な提供など、適正な訪問介護計画の作成や他の訪問介護員の技術向上のための指導方法等についての研修を実施する。

2. 研修課程（訪問介護員に関する省令等）

| 課程 | 概要 | 受講対象者 | 時間 |
|------|----------------------------|---|--------------------------------|
| 1級課程 | 指定訪問介護事業所等のサービス提供責任者等の養成研修 | 2級課程修了者 | 230 講義 84 演習 62 実習 84 |
| 2級課程 | 訪問介護事業従事者の基本研修 | 訪問介護事業に従事する者又はその予定者 | 130 講義 58 演習 42 実習 30 |
| 3級課程 | 訪問介護事業入門研修 | 非常勤の訪問介護員、登録の訪問介護員等として訪問介護事業に従事する者又はその予定者 | 50 講義 25 演習 17 実習 8 |

(参考)「実習」課程内訳

| | 省令 | | 旧・通知 | |
|----|-----------------------------|-----|---------------------------|-----|
| | 科目 | 時間数 | 科目 | 時間数 |
| 1級 | 介護実習 | 76 | 痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習 | 24 |
| | | | デイサービスセンター実習 | 12 |
| | | | チーム運営方式業務実習 | 16 |
| | | | 訪問看護同行訪問 | 8 |
| | | | 在宅介護支援センター職員との同行訪問 | 8 |
| | | | 事例報告の検討 | 8 |
| | 福祉事務所、保健所等の老人保健福祉に係る公的機関の見学 | 8 | 公的関係機関見学 | 8 |
| 2級 | 介護実習 | 24 | 介護実習 | 16 |
| | | | ホームヘルプサービス同行訪問 | 8 |
| | | | 老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学 | 6 |
| 3級 | 老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学 | 8 | 在宅サービス提供現場見学 | 8 |

2級課程の研修カリキュラム

| 区分 | 科目 | 時間数 | 備考 |
|----|---|-----|--------------------------------------|
| 講義 | 社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義 | 6 | |
| | 老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義 | 6 | |
| | 訪問介護に関する講義 | 5 | 訪問介護員の職業倫理に関する講義に2時間以上充てること。 |
| | 老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義 | 14 | |
| | 介護技術に関する講義 | 11 | 事例の検討に関する講義に4時間以上充てること。 |
| | 家事援助の方法に関する講義 | 4 | |
| | 相談援助に関する講義 | 4 | |
| | 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 | 8 | |
| 演習 | 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習 | 4 | |
| | 介護技術に関する演習 | 30 | |
| | 訪問介護計画の作成等に関する演習 | 5 | |
| | レクリエーションに関する演習 | 3 | |
| 実習 | 介護実習 | 24 | 特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行うこと。 |
| | 老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学 | 6 | |
| 合計 | | 130 | |